

○地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第七條の三の二 削除</p> <p>(二以上の納税義務者がある場合の控除対象配偶者の所属)</p> <p>第七條の三の三 略</p> <p>2 略</p> <p>(収益事業の範囲)</p> <p>第七條の四 法第二十四條第四項から第六項まで、第二十五條第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十二條第一項の表の第一号</p> <p>の収益事業は、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第五條に規定する事業で、繼續して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四條第四項の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人</p>	<p>(法第二十三條第一項第十四号イの利子等)</p> <p>第七條の三の二 法第二十三條第一項第十四号イに規定する政令で定める利子等は、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第一條の四第三項に規定する公社債の利子とする。</p> <p>(二以上の納税義務者がある場合の控除対象配偶者の所属)</p> <p>第七條の三の三 略</p> <p>2 略</p> <p>(収益事業の範囲)</p> <p>第七條の四 法第二十四條第四項から第六項まで、第二十五條第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十二條第一項の表の第一号並びに第五十三條第二十七項の収益事業は、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第五條に規定する事業で、繼續して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四條第四項の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人</p>

が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- 一 所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債（以下この号及び次項第一号において「公社債」という。）の利子（租税特別措置法第三条第一項に規定する不適用利子並びに同項第一号及び第二号に掲げる利子を除く。次項第一号において同じ。）のうち当該公社債を発行する者の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該利子の支払の事務
- 二 所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金の利子（次号及び第四号並びに次項第二号及び第二号の二に掲げる利子を除く。）
- 三 当該利子の支払の事務

三略

が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- 一 国債の利子のうち日本銀行の本店又は支店において直接支払われるもの 当該利子の支払の事務（当該利子のうち登録国債に係るものについては、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条第二項の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務）
- 二 所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債（国債を除く。以下この号及び次項第二号において「公社債」という。）の利子（以下この号及び次項第二号の二及び第二号の三に掲げる利子を除く。）のうち当該公社債を発行する者の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該利子の支払の事務
- 三 所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金の利子（次号及び第四号の二並びに次項第二号の二及び第二号の三に掲げる利子を除く。）
- 四 当該利子の支払の事務

四略

四 略

五 所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託の収益の分配（次項第二号の三に掲げる収益の分配を除く。） 当該収益の分配の支払の事務

六 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託（次項第三号において「公社債投資信託」という。）の収益の分配（租税特別措置法第三条第一項第二号に掲げる収益の分配を除く。次項第三号において同じ。）のうち投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。第十号並びに次項第三号

及び第八号において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該収益の分配の支払の事務

七 略

四の二 略

五 所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託の収益の分配 当該収益の分配の支払の事務

六 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託（次項第三号において「公社債投資信託」という。）の収益の分配

のうち投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。次号及び第十二号並びに次項第三号、第四号及び第八号において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該収益の分配の支払の事務

七 所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託（次項第四号において「公募公社債等運用投資信託」という。

）の収益の分配のうち投資信託委託会社又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。第十二号において同じ。）（第十二号並びに次項第四号及び第八号において「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該収益の分配の支払の事務

八 略

八| 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは同項第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）のうち預金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

九| 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補填金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定

九| 削除

十| 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは同項第三号に掲げる給付補てん金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補てん金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補てん金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）のうち預金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

十一| 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定

により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補填金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補填金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）のうち農水産業協同組合貯金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

十 法第二十三条第一項第十四号ハに掲げる配当等（次項第八号において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）のうち投資信託委託会社、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この号において同じ。）（次項第八号において「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託の受託者である信託会社（次項第八号において「特定目的信託の受託信託会社」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該配当等の支払の事務

十一 略

により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）のうち農水産業協同組合貯金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

十二 法第二十三条第一項第十四号ハに掲げる配当等（次項第八号において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）のうち投資信託委託会社、委託者非指図型投資信託の受託信託会社

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託の受託者である信託会社（次項第八号において「特定目的信託の受託信託会社」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該配当等の支払の事務

十三 略

十二 所得税法第七十四条第三号から第七号までに掲げる給付補填金  
、利息、利益又は差益 当該給付補填金、利息、利益又は差益の  
支払の事務

十三 略

十四 略

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令  
で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定  
める者（当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける  
者である場合を含む。）とする。

十四 所得税法第七十四条第三号から第七号までに掲げる給付補てん  
金、利息、利益又は差益 当該給付補てん金、利息、利益又は差益の  
支払の事務

十五 略

十六 削除

十七 略

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令  
で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定  
める者（当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける  
者である場合を含む。）とする。

一 国債の利子（前項第一号に掲げる利子を除く。） 次に掲げる国債  
の利子の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 登録国債の利子（ロに掲げる利子を除く。） 国債に関する法律  
第二条第二項の規定による登録において元利金の支払場所とされて  
いる営業所、事務所その他これらに準ずるものを有する金融機関又  
は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に  
規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一  
種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において「金融商品  
取引業者」という。）

ロ 社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債  
の利子 当該利子の支払を受ける者に係る同法第二条第六項に規定  
する直近上位機関（以下この項において「直近上位機関」という。）

一 公社債の利子（前項第一号に掲げる利子を除く。） 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（以下この項において「振替口座簿」という。）に記載され、又は記録された公社債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る同法第二条第六項に規定する直近上位機関（以下この項において「直近上位機関」という。）

ロ イの公社債以外の公社債の利子 当該公社債を発行する者から委託を受けて当該利子の支払をする金融機関又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。以下この項において「金融商品取引業者」という。）

（当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品取引業者）

二 略

二の二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一一〇号。第四号）及び第十号において「機構法」という。）第十五条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管

ハ イ及びロの国債以外の国債の利子 イに規定する金融機関又は金融商品取引業者（当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品取引業者）

二 公社債の利子（前項第二号に掲げる利子を除く。） 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（以下この項において「振替口座簿」という。）に記載され、又は記録された公社債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る直近上位機関

ロ イの公社債以外の公社債の利子 当該公社債を発行する者から委託を受けて当該利子の支払をする金融機関又は金融商品取引業者（

当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品取引業者）

二の二 略

二の三 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一一〇号。第四号の二）及び第十号において「機構法」という。）第十五条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管

理機構（第四号）及び第十号において「機構」という。）から業務の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金をいう。次項第二号において同じ。）の利子  
当該業務の委託を受けた郵便貯金銀行

二の三 振替口座簿に記載され、又は記録された所得税法第二条第一項第十二号に規定する貸付信託の収益の分配

当該収益の分配の支払を受ける者に係る直近上位  
機関

三 公社債投資信託の収益の分配（前項第六号に掲げる収益の分配を除く。） 次に掲げる公社債投資信託の収益の分配の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 略

ロ イの公社債投資信託以外の公社債投資信託の収益の分配 投資信託委託会社から委託を受けて当該収益の分配の支払をする金融商品取引業者又は金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関（第八号において「登録金融機関」という。）（当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品取引業者）

理機構（第四号の二及び第十号において「機構」という。）から業務の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金をいう。次項第四号において同じ。）の利子  
当該業務の委託を受けた郵便貯金銀行

二の四 振替口座簿に記載され、又は記録された所得税法第二条第一項第十二号に規定する貸付信託の収益の分配（前項第五号に掲げる収益の分配を除く。） 当該収益の分配の支払を受ける者に係る直近上位

機関

三 公社債投資信託の収益の分配（前項第六号に掲げる収益の分配を除く。） 次に掲げる公社債投資信託の収益の分配の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 略

ロ イの公社債投資信託以外の公社債投資信託の収益の分配 投資信託委託会社から委託を受けて当該収益の分配の支払をする金融商品取引業者又は金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関（次号及び第八号において「登録金融機関」という。）（当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品取引業者）

四 公募公社債等運用投資信託の収益の分配（前項第七号に掲げる収益の分配を除く。） 次に掲げる公募公社債等運用投資信託の収益の分配の区分に応じ、次に定める者とする。

四 略

五 預金保険法第五十三条第一項の規定による支払（前項第八号に掲げる支払を除く。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同号 に掲げる対価を除く。）又は同条第二項ただし書の規定による支払（同号 に掲げる支払を除く。） 同法第三十五条第一項の規定により預金保険機構の業務の一部の委託を受けた日本銀行又は同法第二条第一項に規定する金融機関

六 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条第一項の規定による支払（前項第九号 に掲げる支払を除く。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同号 に掲げる対価を除く。）又は同条第二項ただし書の規定による支払（同号 に掲げる支払を除く。）

七 同法第三十五条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構の業務の一部の委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関

七 法第二十三条第一項第十四号ロに掲げる国外一般公社債等の利子等

イ 振替口座簿に記載され、又は記録された公募公社債等運用投資信託の収益の分配 当該収益の分配の支払を受ける者に係る直近上位機関

ロ イの公募公社債等運用投資信託以外の公募公社債等運用投資信託の収益の分配 投資信託委託会社又は委託者非指図型投資信託の受託信託会社から委託を受けて当該収益の分配の支払をする金融商品取引業者又は登録金融機関（当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあっては、当該金融機関又は金融商品取引業者）

四の二 略

五 預金保険法第五十三条第一項の規定による支払（前項第十号に掲げる支払を除く。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（前項第十号に掲げる対価を除く。）又は同条第二項ただし書の規定による支払（前項第十号に掲げる支払を除く。） 同法第三十五条第一項の規定により預金保険機構の業務の一部の委託を受けた日本銀行又は同法第二条第一項に規定する金融機関

六 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条第一項の規定による支払（前項第十一号に掲げる支払を除く。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（前項第十一号に掲げる対価を除く。）又は同条第二項ただし書の規定による支払（前項第十一号に掲げる支払を除く。）

七 同法第三十五条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構の業務の一部の委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関

七 法第二十三条第一項第十四号ロに掲げる国外公社債等の利子等

(以下この号において「国外一般公社債等の利子等」という。) 次に掲げる国外一般公社債等の利子等の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 国外一般公社債等の利子等のうち振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第三条の三第一項に規定する公社債又は受益権に係るもの 当該国外一般公社債等の利子等の支払を受ける者に係る直近上位機関

ロ イの国外一般公社債等の利子等以外の国外一般公社債等の利子等 租税特別措置法第三条の三第一項に規定する支払の取扱者

八 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等(前項第十号)に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等を除く。) 次に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の区分に応じ、次に定める者とする。

イ及びロ 略

九及び十 略

3 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いの事務のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一 前項第二号に掲げる利子 当該利子に係る預金の新たな預入の申込みの受付の事務

二 前項第二号の二に掲げる利子 当該利子に係る旧積立郵便貯金等の

(以下この号において「国外公社債等の利子等」という。) 次に掲げる国外公社債等の利子等の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 国外公社債等の利子等のうち振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第三条の三第一項に規定する公社債又は受益権に係るもの 当該国外公社債等の利子等の支払を受ける者に係る直近上位機関

ロ イの国外公社債等の利子等 以外の国外公社債等の利子等 租税特別措置法第三条の三第一項に規定する支払の取扱者

八 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等(前項第十二号)に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等を除く。) 次に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の区分に応じ、次に定める者とする。

イ及びロ 略

九及び十 略

3 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いの事務のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一 前項第一号イに掲げる利子 国債に関する法律第二条第二項の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務

二 前項第二号の二に掲げる利子 当該利子に係る預金の新たな預入の申込みの受付の事務

三 前項第二号の三に掲げる利子 当該利子に係る旧積立郵便貯金等の

現在高についての情報の管理に関する事務（利子の計算のためのものを除く。）

三 前項第四号 及び第十号に掲げる差益 当該差益に係る旧簡易生命保険契約に基づく保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の請求の受付の事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）を当該営業所等の所在する地域において統轄する事務

四 前三号に掲げる利子以外の利子等 利子等の支払の請求の受付の事務

現在高についての情報の管理に関する事務（利子の計算のためのものを除く。）

四 前項第四号の二 及び第十号に掲げる差益 当該差益に係る旧簡易生命保険契約に基づく保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の請求の受付の事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）を当該営業所等の所在する地域において統轄する事務

五 前各号に掲げる利子以外の利子等 利子等の支払の請求の受付の事務

（内国信託会社等が支払を受ける利子等）

第七条の四の六 法第二十五条の二第三項に規定する内国信託会社が支払を受ける利子等又は配当等で政令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二条の二第九項若しくは第十一項の規定を受ける同条第二項に規定する国外公社債等の利子等又は同令第四条第五項若しくは第七項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する国外投資信託等の配当等とする。

2 法第二十五条の二第三項に規定する租税特別措置法第九条の四第一項各号に掲げる法人が支払を受ける利子等又は配当等で政令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二条の二第十項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する国外公社債等の利子等又は同令第四条第六項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する国外投資信託等の配当等とする。

(徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等

第七条の四の六 略

(道府県民税の中間納付額の還付の手続)

第九条の二 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額(以下「道府県民税の中間納付額」という。)の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正(当該道府県民税についての処分等(更正の請求(法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。))に対する処分又は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。第九条の五第一項第二号において「更正等」という。)又は法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 略

二 請求をする法人の代表者(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者とし、解散(合併による解散を除く

(徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等

第七条の四の七 略

(道府県民税の中間納付額の還付の手続)

第九条の二 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額(以下「道府県民税の中間納付額」という。)の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正(当該道府県民税についての処分等(更正の請求(法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。))に対する処分又は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。第九条の五第一項第二号において「更正等」という。)又は法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 略

二 請求をする法人の代表者(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者とし、解散(合併による解散を除く。第九条の九の二

。の氏名及び住所又は居所  
をした法人にあつては、清算人とする

三 略

四 銀行又は郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう

るときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

2及び3 略

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第九条の三 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額（次条第一項第一号又は第二号

の規定により  
充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げ

第一項第二号において同じ。）をした法人にあつては、清算人とする

。の氏名及び住所又は居所

三 略

四 銀行又は郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。第九条

の九の二第一項第四号において同じ。）において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

2及び3 略

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第九条の三 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額（次条第一項第一号若しくは第二号又は第九条の九の三第一項第二号の規定により

充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げ

る金額を控除した金額とする。

一及び二 略

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 略

2及び3 略

4 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、国税の控除限度額に百分の五を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、国税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

5 略

6 内国法人が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。以下この項において同じ）

。又は適格現物出資（同条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項

る金額を控除した金額とする。

一及び二 略

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 略

2及び3 略

4 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、国税の控除限度額に百分の五を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、国税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

5 略

6 内国法人が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。以下この項及び次条第四項第二号において同じ

。又は適格現物出資（同法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項及び次条第四項第三号において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項及び

において同じ。)又は現物出資法人(同条第十二号の四)に規定する現物出資法人をいう。以下この項

において同じ。) (第十一項、第十八項及び第二十一項において「被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(以下この条において「前三年内事業年度等」という。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一及び二 略

7  
5  
14 略

15 適格分割等に係る分割承継法人(法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。又は被現物出資

法人(同条第十二号の五)に規定する被現物出資法人をいう

。)(以下この項において「分割承継法人等」という。)が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第六項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金

次条第四項第二号において同じ。)又は現物出資法人(同法第二条第十

二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項及び次条第四項第三号において同じ。) (第十一項、第十八項及び第二十一項において「被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(以下この条において「前三年内事業年度等」という。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一及び二 略

7  
5  
14 略

15 適格分割等に係る分割承継法人(法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。次条第五項において同じ。)又は被現物出資

法人(同法第二条第十二号の五)に規定する被現物出資法人をいう。次条

第五項において同じ。)(以下この項において「分割承継法人等」という。)が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第六項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金

額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

16  
～  
25  
略

26 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができ外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第四項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の五で除して得た数）に按分して計算した額とする。

27  
略

額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

16  
～  
25  
略

26 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができ外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第四項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の五で除して得た数）にあん分して計算した額とする。

27  
略

（法人税割額から控除する利子割額の計算）

第九条の八 法第五十三条第二十六項の規定により法人税割額から控除する利子割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債（第三項において「公社債」という。）の利子又は同条第一項第十二号の二に規定する投資信託（以下この条において「投資信託」という。）の収益の分配（以下この条において「公社債利子等」という。）に対する利子割そ

の元本を所有していた期間に対応するものとして計算される利子割額  
(以下この条において「控除対象利子割額」という。)

二 前号に掲げる利子割以外の利子割 その全額

2 前項第一号に定める控除対象利子割額は、公社債利子等に対する利子割額(その法人が元本を所有していなかった期間についてのみ課される利子割額を除く。次項において同じ。)に、当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間の月数のうちにその法人がその元本を所有していた期間の月数の占める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次項において同じ。)を乗ずる方法により計算する。

3 法人は、控除対象利子割額を前項に規定する方法により計算することに代えて、その利子割額に係る公社債利子等の元本を公社債又は投資信託の受益権の二種類に区分し、更にその元本を当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものと一年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに、その利子割額に、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗ずる方法により計算することができる。

一 その法人がその利子割額に係る公社債利子等の計算の基礎となつた期間の終了の時において所有していたその元本の数(公社債については、額面金額。次号において同じ。)

二 イに掲げる数とロに掲げる数とを合計した数(前号に掲げる数がいに掲げる数に満たない場合には、同号に掲げる数)

イ その法人がその利子割額に係る公社債利子等の計算の基礎となつ

た期間の開始の時において所有していたその元本の数

ロ 前号に掲げる数からイに掲げる数を控除した数の二分の一（その法人の利子割額に係る公社債利子等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものについては、十二分の一）に相当する数

4 法人が次の各号に掲げる事由により当該各号に定める法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から公社債利子等の元本の移転を受けた場合には、当該被合併法人等の当該元本を所有していた期間は当該法人の当該元本を所有していた期間とみなして、前三項の規定を適用する。この場合において、当該法人が当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で当該元本の移転を受けたときは、前項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数（次項各号に掲げる事由により同項に規定する被合併法人等が所有していた公社債利子等の元本の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該開始の時において所有していたその元本の数に当該被合併法人等が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由によりその法人に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を加算した数）」とする。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人

二 適格分割 当該適格分割に係る分割法人

三 適格現物出資 当該適格現物出資に係る現物出資法人

四 適格現物分配（法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。） 当該適格現物分配に係る現物分配法人（同条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。）

5] 特別の法律に基づく承継 当該承継に係る被承継法人

5] 法人が公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で前項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人（法人税法第二条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。）又は承継法人に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合における第三項の規定の適用については、同項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数（次項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る第五項の分割承継法人、同項の被現物出資法人、同項の被現物分配法人又は承継法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合には、その法人が当該開始の時において所有していたその元本の数にその法人が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由により当該分割承継法人等に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を控除した数）」とする。

6] 第二項の場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。ただし、投資信託の終了又は投資信託の一部の解約による収益の分配により委託者又は投資信託の契約若しくは当該契約に係る約款に基づき委託者若しくは受託者が指定する金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う法人若しくは同法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券若しくは取引につき当該各号に定める行為を行う同条第一項に規定する金融機関の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、これを切り捨てる。

(道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第九条の八

法第五十三条第三十一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の八の二

道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第三十一項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

(道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第九条の八の二

法第五十三条第三十四項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の八の三

道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第三十四項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の三

法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の八の四

道府県知事は、法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合においては、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

一及び二 略

2及び3 略

(法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の四

法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の八の五

道府県知事は、法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合においては、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(法第五十三条第三十三項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の五 法第五十三条第三十三項第三号に規定する政令で定める

事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の六 法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額

がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理

法人税割額を還付する場合においては、同条第三十三項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

(法第五十三条第三十六項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の六 法第五十三条第三十六項第三号に規定する政令で定める

事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の七 法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理法人税割額

がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理

法人税割額を還付する場合においては、同条第三十六項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

(利子割額控除等不足額の還付の手続)

- 第九條の九の二 法第五十三條第四十項の規定によつて利子割額控除等不足額(同條第三十九項に規定する利子割額の控除不足額(同項の規定による充當をした場合にあつては、當該充當をしてもなお充當することができなかつた金額に相當する部分に限る。))をいう。以下この節において同じ。)の還付を受けようとする法人は、當該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五條第一項又は第三項の規定による更正(更正の請求(法第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九條の九の四第一項において同じ。))に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。同項において「更正等」という。)によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。
- 一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地
  - 二 請求をする法人の代表者(解散をした法人にあつては、清算人とする。))の氏名及び住所又は居所
  - 三 還付を受けようとする金額
  - 四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、當該銀行又

は郵便局の名称及び所在地

2| 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、当該請求書に記載された同項第三号の金額が過大であると認められる理由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第四十項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3| 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第四十項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、当該還付すべき利子割額控除等不足額のうち既に還付されることが確定したものがあるときは、当該還付すべき利子割額控除等不足額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき利子割額控除等不足額を算定する。

(還付すべき利子割額控除等不足額の充当)

第九条の九の三 前条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額（次条の規定により加算すべき金額を含む。）をこれに充当するものとする。

一 還付すべき利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税額で法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該

事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の道府県民税の中間納付額に充当する。

三 前二号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(利子割額控除等不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

**第九条の九の四** 道府県知事は、第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額の還付をする場合においては、当該利子割額控除等不足額に、当該利子割額控除等不足額に係る同条の規定による請求書の提出のあった日(同日が当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出期限前である場合には、その提出期限)の翌日(更正等によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日) )からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、同条の規定により当該利子割額控除等不足額に係

る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による利子割額控除等不足額に係る還付金に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、又は法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「利子割額控除等不足額」と読み替えるものとする。

**（利子割額控除等不足額に係る延滞金の免除）**

**第九条の九五** 第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額の還付をする場合において、当該利子割額控除等不足額を当該利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の未納の道府県民税額に充当するときは、道府県知事は、当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除する。

**（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）**

**第九条の九の六** 法第五十三条第四十一項の規定により控除することができなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

**（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）**

**第九条の九の二** 法第五十三条第三十六項の規定により控除することができなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

3 第九条の四第一項、第九条の八の二第二項、第九条の八の三第一項及び第九条の八の六第一項並びに 第一項の規定による

充当については、まず第九条の四第一項の規定による充当をし、次に第九条の八の二第二項の規定による充当、第九条の八の三第一項の規定による充当、第九条の八の六第一項の規定による充当

及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）  
第九条の九の三

道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第二十六項（同条第二十八項（同条第二十九項）において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出

2 略

3 第九条の四第一項、第九条の八の三第二項、第九条の八の四第一項、第九条の八の七第一項、第九条の九の三第一項及び第一項の規定による

充当については、まず第九条の四第一項の規定による充当をし、次に第九条の八の三第二項の規定による充当、第九条の八の四第一項の規定による充当、第九条の八の七第一項の規定による充当、第九条の九の三第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）  
第九条の九の七

道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第二十九項（同条第三十一項（同条第三十二項）において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出

すべき法人税の申告書に係るものに限る。)若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)又は法第五十三条第二十七項(同条第二十八項(同条第二十九項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)(が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第二十六項又は第二十七項に規定する更正の請求があつた日(更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日)の翌日から起算して一年を経過する日

2  
略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の四 略

すべき法人税の申告書に係るものに限る。)若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)又は法第五十三条第三十項(同条第三十一項(同条第三十二項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第三十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)(が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第二十九項又は第三十項に規定する更正の請求があつた日(更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日)の翌日から起算して一年を経過する日

2  
略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の八 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の五 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の九 略

(信託財産について納付した利子割額の控除)

第九条の十一 法第七十一条の七第一項の規定により控除する利子割の額は、法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が同項に規定する収益の分配(当該利子割が徴収された日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限るものとする。)につき法第七十一条の十第二項の規定により利子割を徴収する際、その徴収して納入すべき利子割の額から控除するものとする。

(外国税額控除の対象となる外国所得税)

第九条の十一 法第七十一条の八に規定する政令で定める外国所得税は、同条に規定する国外一般公社債等の利子等については租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二条の二第三項に規定するものとし、法第七十一条の八に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等については同令第四条第二項に規定するものとする。

(法第七十一条の十四第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第九条の十二 略

(外国税額控除の対象となる外国所得税)

第九条の十二 法第七十一条の八に規定する政令で定める外国所得税は、同条に規定する国外公社債等の利子等 については租税特別措置法施行令 第二条の二第三項に規定するものとし、法第七十一条の八に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等については同令第四条第二項に規定するものとする。

(法第七十一条の十四第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第九条の十三 略

(利子割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)  
 第九条の十三 略

(利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五十九・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額の百分の五十九・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額の百分の五十九・四に相当する額

(利子割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)  
 第九条の十三の二 略

(利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、法第五十三条	

八 月	十二 月
<p>第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>	<p>八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額から、六月から九月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（六月から九月までの間に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額</p>

<p>し、又は当該減少した額を加算した額とする。)に、法第六十五条の第二第一項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>	<p>三 月</p> <p>十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額から、十月から十二月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額(十月から十二月までの間に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。)に、法第六十五条の第二第一項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>
---	--

(法第七十一条の二十九の外国所得税)

**第九条の十六** 法第七十一条の二十九に規定する政令で定める外国所得税は、特定配当等のうち租税特別措置法第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等に係るものについては租税特別措置法施行令第二条の二第三項に規定するものとし、特定配当等のうち同法第八条の三第四項第二号に規定する国外投資信託等の配当等に係るものについては同令第四条第二項に規定するものとし、特定配当等のうち同法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等に係るものについては同令第四条の五第二項に規定するものとする。

(株式等譲渡所得割の特別徴収の手続等)

**第九条の二十** 法第七十一条の五十一第二項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 その選択口座（法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座をいう。以下この条において同じ。）が開設されている金融商品取引業者等（法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条において同じ。）の営業の譲渡により当該選択口座に関する事務がその譲渡を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管された場合 当該譲渡の日の属する月の翌月十日

二 五 略

(法第七十一条の二十九の外国所得税)

**第九条の十六** 法第七十一条の二十九に規定する政令で定める外国所得税は、特定配当等のうち租税特別措置法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等に係るものについては租税特別措置法施行令第四条第二項に規定するものとし、特定配当等のうち同法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等に係るものについては同令第四条の五第二項に規定するものとする。

(株式等譲渡所得割の特別徴収の手続等)

**第九条の二十** 法第七十一条の五十一第二項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 その選択口座（法第二十四条第一項第七号に規定する選択口座をいう。以下この条において同じ。）が開設されている金融商品取引業者等（法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条において同じ。）の営業の譲渡により当該選択口座に関する事務がその譲渡を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管された場合 当該譲渡の日の属する月の翌月十日

二 五 略

2 法第七十一条の五十一第一項の特別徴収義務者が同条第三項の規定による株式等譲渡所得割の還付をする場合には、その還付すべき金額に相当する金額は、次に掲げる金額から控除するものとする。

一 当該特別徴収義務者が法第七十一条の五十一第二項の規定によりその年において特定株式等譲渡対価等（法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。）から徴収し、法第七十一条の五十一第二項に規定するその徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

二 当該特別徴収義務者が法第七十一条の三十一第二項の規定によりその年において法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等から徴収し、同項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

3 前項の規定を適用する場合において、第一項の金融商品取引業者等が前項の規定により控除することができない金額があるときは、同項の特定株式等譲渡対価等

に係る株式等譲渡所得割又は同項の源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割が納入された道府県の知

2 法第七十一条の五十一第一項の特別徴収義務者が同条第三項の規定による株式等譲渡所得割の還付をする場合には、その還付すべき金額に相当する金額は、次に掲げる金額から控除するものとする。

一 当該特別徴収義務者が法第七十一条の五十一第二項の規定によりその年において選択口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第二十四条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡（同号に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）の対価又は選択口座において処理された上場株式等（同号に規定する上場株式等をいう。次項において同じ。）の信用取引等（同号に規定する信用取引等をいう。次項において同じ。）の差金決済（同号に規定する差金決済をいう。次項において同じ。）に係る差益に相当する金額から徴収し、法第七十一条の五十一第二項に規定するその徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

二 当該特別徴収義務者が法第七十一条の三十一第二項の規定によりその年において法附則第三十五条の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等から徴収し、同条第二項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

3 前項の規定を適用する場合において、第一項の金融商品取引業者等が前項の規定により控除することができない金額があるときは、同項の特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは上場株式等の信用取引等

に係る差金決済に係る差益に相当する金額に係る株式等譲渡所得割又は同項の源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割が納入された道府県の知

事は、当該控除することができない金額に相当する金額を当該金融商品取引業者等に還付する。

4 略

(地方消費税の清算の時期等)

**第三十五条の十九** 道府県は、法第七十二条の百十四第一項の規定により地方消費税の清算を行う場合には、次の表の上欄に定める期間内に当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額（当該期間内に譲渡割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。）を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において同じ。）及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額（当該期間内に法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）を、各道府県ごとの消費に相当する額（法第七十二条の百四第四項に規定する各道府県ごとの消費に相当する額をいう。次項において同じ。）にに応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額（法第七十二条の百四第三項の規定により他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額で相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額をいう。次項において同じ。）を他の道府県に対し、同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うものとする。

略

事は、当該控除することができない金額に相当する金額を当該金融商品取引業者等に還付する。

4 略

(地方消費税の清算の時期等)

**第三十五条の十九** 道府県は、法第七十二条の百十四第一項の規定により地方消費税の清算を行う場合には、次の表の上欄に定める期間内に当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額（当該期間内に譲渡割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。）を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において同じ。）及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額（当該期間内に法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）を、各道府県ごとの消費に相当する額（法第七十二条の百四第四項に規定する各道府県ごとの消費に相当する額をいう。次項において同じ。）にに応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額（法第七十二条の百四第三項の規定により他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額で相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額をいう。次項において同じ。）を他の道府県に対し、同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うものとする。

略

2  
5  
略

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十二 略

2  
略

3 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

二 略

三 前二号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第四十八条の九の十三 略

(年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十四 次の表の上欄に掲げる期間において当該年度分の

法第三百二十一条の七の四第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額(以下この条において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、当該期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間に

2  
5  
略

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十二 略

2  
略

3 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該年度の初日の属する年の一月一日以後引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者

二 略

三 略

四 前三号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第四十八条の九の十三 略

おける同条第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数割特別徴収税額（この項の規定による変更を行った場合にあつては、次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割特別徴収税額。第四項及び第七項において同じ。）をそれぞれ同表の下欄に定める額に変更するものとする。

<p>一 法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知をした日から当該年度の初日の属する年の十月十日までの間</p>	<p>当該年度の初日の属する年の十二月一日から翌年の三月三十一日までの間</p>	<p>当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額から当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日まで</p> <p>の間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額</p>
<p>二 当該年度の初日の属する年の十月十一日から十二月十日までの間</p>	<p>当該年度の初日の属する年の翌年の二月一日から三月三十一日までの間</p>	<p>当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額から当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合に</p>

	<p>は、零とする。)を同年二月一日から三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額</p>
<p>2   市町村は、前項の規定により支払回数割特別徴収税額を変更した場合 には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額並びに同項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。</p>	
<p>3   前項の場合における法第三百二十一条の七の六及び第三百二十一条の七の八の規定の適用については、法第三百二十一条の七の六中「前条第一項」とあるのは「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第四十八条の九の十四第二項」と、法第三百二十一条の七の八第一項中「第三百二十一条の七の五第二項に規定する」とあるのは「地方税法施行令第四十八条の九の十四第二項の規定による通知に係る」とする。</p>	
<p>4   当該年度の初日の属する年の十二月十一日以後において当該年度分の年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数割特別徴収税額を変更しないものとする。</p>	
<p>5   前項に規定する場合において、当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額が当該変更前の年金所得に係る特別徴収税額を超えるときは、市町村は、法第三百二十一条の七の二第一項の規定にかかわらず、当該超え</p>	

る部分の金額に相当する税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。この場合において、法第三百二十一条の七の十第一項の規定は、当該税額について準用する。

6 法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知がされた日以後において当該年度分の年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた特別徴収対象年金所得者について準用する。この場合において、法第三百二十一条の七の十第二項中「年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）」とあるのは、「支払回数割特別徴収税額の合算額が当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額を超えることとなつた場合」と読み替えるものとする。

7 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合においては、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

第一項に規定する場合	第一項に規定する特別徴収税額
二 第一項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額	一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額
三 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合	二 第一項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額 三 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合

	<p>にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>
<p>第四項に規定する場合</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 法第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知に係る支払回数割特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第五項の規定に該当することとなる場合にあつては、同項に規定する超える部分の金額に相当する税額及び当該税額を普通徴収の方法によつて徴収する旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>

(年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

**第四十八条の九の十五** 法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知（以下この条において「仮特別徴収税額通知」という。）をした日から当該年度の初日の属する年の前年の十二月十日までの間において当該年度分の法第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額（以下この条において「年金所得に係る仮特別徴収税額」という。）の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、仮特別徴収税額通知に係る支払回数

- 割仮特別徴収税額（この項の規定による変更を行った場合にあつては、次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額。以下この条において同じ。）を、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額を当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に於ける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額に変更するものとする。
- 2 市町村は、前項の規定により支払回数割仮特別徴収税額を変更した場合には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割仮特別徴収税額を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。
- 3 前項の場合における法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第四百四十五号）第四十八条の九の十五第二項」とする。
- 4 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を変更しないものとする。
- 5 前項に規定する場合において、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額が当該変更前の年金所得に係る仮特別徴収税額を超えるときは、市町村は、法第三百二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、当該超える部分の金額に相当する税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。

6 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の六月十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合においては、市町村は、法第三百二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。ただし、同表第三号の上欄に掲げる期間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合であつて、同号の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収することが適当であると市町村が認めるときは、この限りでない。

<p>一 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の二月十日までの間</p>	<p>当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間</p>
<p>二 当該年度の初日の属する年の二月十一日から四月十日までの間</p>	<p>当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間</p>
<p>三 当該年度の初日の属する年の四月十一日から六月十日までの間</p>	<p>当該年度の初日の属する年の八月一日から九月三十日までの間</p>

7 市町村は、前項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額及び同項の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税

額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しない旨を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。

8| 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合においては、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定にかかわらず、特別徴収の方法によつて徴収しないこととされた当該通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。

9| 当該年度の初日の属する年の二月十一日から九月三十日までの間に於いて当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた特別徴収対象年金所得者に対する法第三百二十一条の七の八第二項の規定の適用については、同項中「とあるのは、」から第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とあるのは、「( )とあるのは、」から当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に徴収された支払回数割仮特別徴収税額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には零とし、)とする。

10| 法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収対象年金所得者について準用する。この場合において、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む)。」とあるのは、「支払回数割仮特別徴収税額の合算額が第三百二十一条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所

得割額及び均等割額の合算額（同条第二項の規定により給与所得及び公  
 的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつ  
 て徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。）を超  
 えることとなつた場合」と読み替えるものとする。

11 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合においては、次の表の上  
 欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直  
 ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

第一項に規定 する場合	一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額 二 当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額
第四項に規定 する場合（第 六項本文に規 定する場合）	一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額 二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税 額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収しな い旨 三 第六項の表第一号に係る場合を除き、第九項の規定 の適用がある旨 四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条 の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合 にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額 及び当該税額を還付又は充当する旨
第四項に規定 する場合（第 六項ただし書 に規定する場 合を除く。）	一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額 二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税 額は変更されない旨
第六項ただし書 に規定する場 合	三 第九項の規定の適用がある旨

<p>合に限る。)</p>	<p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合に於ては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>
<p>第四項に規定する場合(第六項本文に規定する場合を除く。)</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額  二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨  三 第九項の規定の適用がある旨  四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合に於ては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第四十八条の九の十六 法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の

七の七第四項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による年金保険者から市町村への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合においては、当該各号に定める者を経由して行うものとする。

- 一 特定年金保険者(厚生労働大臣及び地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会を含む。以下この条及び次条において同じ。))以外の年金保険者をいう。次項において同じ。)
- 二 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第四十八条の九の十四 同上

- 一 同上
- 二 同上

2 法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三百二十一条の七の九第三項の規定並びに第四十八条の九の十四第二項並びに前条第二項及び第七項の規定による市町村から年金保険者への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合においては、当該各号に定める者を經由して行うものとする。

- 一 特定年金保険者 厚生労働大臣
- 二 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定に規定する通知の方法に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例）

第四十八条の九の十七 略

（外国の法人税等の額の控除）

第四十八条の十三 略

2 4 略

5 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、国税の控除限度額に百分の十二・三を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、国税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法

2 法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）

の規定に

よる市町村から年金保険者への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合においては、当該各号に定める者を經由して行うものとする。

- 一 同上
- 二 同上

3 同上

（年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例）

第四十八条の九の十五 略

（外国の法人税等の額の控除）

第四十八条の十三 略

2 4 略

5 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、国税の控除限度額に百分の十二・三を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、国税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法

人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額」とすることができる。

6  
6  
略

27 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十四項の規定により關係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第五項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該關係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の十二・三で除して得た数）に按分して計算した額とする。

28  
略

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第四十八条の十五 略

2  
略

3 第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一

人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額」とすることができる。

6  
6  
略

27 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十四項の規定により關係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第五項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該關係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の十二・三で除して得た数）にあん分して計算した額とする。

28  
略

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第四十八条の十五 略

2  
略

3 第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一

項、第四十八条の十四の二第二項、第四十八条の十四の三第一項及び第四十八条の十四の六第一項並びに第一項の規定による充当については、まず第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一項の規定による充当をし、次に第四十八条の十四の二第二項の規定による充当、第四十八条の十四の三第一項の規定による充当、第四十八条の十四の六第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

**第五十七条の二** 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第二十七項を除く。)

規定を準用する。この場合において

、第四十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確

項、第四十八条の十四の二第二項、第四十八条の十四の三第一項、第四十八条の十四の六第一項及び第一項の規定による充当については、まず第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一項の規定による充当をし、次に第四十八条の十四の二第二項の規定による充当、第四十八条の十四の三第一項の規定による充当、第四十八条の十四の六第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

**第五十七条の二** 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第二十七項を除く。 )及び第二章第一節(第九条の八及び第九条の九の二から第九条の九の七までの規定に限る。 )の規定を準用する。この場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四

十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確

定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十四項及び法第三百二十一条の八第二十四項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十四項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)」とすることができる」とあるのは「とすることができる」とし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余

定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十四項及び法第三百二十一条の八第二十四項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十四項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)」とすることができる」とあるのは「とすることができる」とし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余

裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項中「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

#### 附則

##### （還付加算金の割合の特例）

**第三条の二** 当分の間、第九条の五第一項（第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の八の四第一項、第九条の九第一項、第九条の九の三第一項

、第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の七第一項、第二十四条の二の九第一項、第二十八条第一項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の九の五第一項、第四十八条の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項、第四十八条の十五の二第二項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）及び第五十六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（法附則第三条の

裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項中「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

#### 附則

##### （還付加算金の割合の特例）

**第三条の二** 当分の間、第九条の五第一項（第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の八の五第一項、第九条の九第一項、第九条の九の四第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第九条の九の七第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の七第一項、

第二十四条の二の九第一項、第二十八条第一項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の九の五第一項、第四十八条の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項、第四十八条の十五の二第二項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）及び第五十六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（法附則第三条の

二第一項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）  
が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合とする。

2  
略

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条 略

2  
10  
略

11 法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

12  
18  
略

19 法附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第五項、第三十五条の二の二

二第一項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）  
が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合とする。

2  
略

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条 略

2  
10  
略

11 法附則第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

12  
18  
略

19 法附則第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第六項

第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

20 略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

#### 第四条の二 略

2～9 略

10 法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲

又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は

法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

20 略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

#### 第四条の二 略

2～9 略

10 法附則第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は

法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲

渡所得の金額、法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

11  
～  
17 略

18 法附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第五項、第三十五条の二の二第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

19 略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 略

2  
～  
18 略

渡所得の金額、法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

若しくは法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

11  
～  
17 略

18 法附則第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第六項  
又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は  
法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額  
若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

19 略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 略

2  
～  
18 略

19 法附則第十一条第十四項に規定する契約のうち政令で定めるものは、

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第二号に掲げる契約（第一号において「事業契約」という。）の内容として次に掲げる事項の全てが定められているものとする。

一 法附則第十一条第十四項に規定する特例事業者による事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産（第三号において「対象不動産」という。）の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

二 前号の特例事業者が、法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地を取得するものであること。

三 次に掲げる対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地の上に新築をする同号に規定する特定家屋 当該土地の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

ロ 法附則第十一条第十四項第四号に掲げる家屋 当該家屋及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

四 法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋（増築、改築、修繕又は模様替後のものに限る。）及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地は、当該新築又は当該増築、改築、修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。

五 其他国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項

20 法附則第十一条第十四項第一号及び第二号に規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの並びに同項第四号に規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次に掲げる家屋とする。

一 新築された日から起算して十年を経過した家屋

二 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた家屋

21 法附則第十一条第十四項第一号に規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）であつて、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。）、学校、病院、介護施設（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第二項に規定する公的介護施設等又は同条第三項に規定する特定民間施設をいう。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

（上場株式等に係る配当所得 に係る道府県民税及び市町村民税の課税

の特例)

第十六条の二の十一 法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等

の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除する。

2| 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額
第七條の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
第七條の三第二項、第七條の三の四第二項及び第七條の十三	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額

の特例)

第十六条の二の十一

① 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額
第七條の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
第七條の三第二項、第七條の三の四第二項及び第七條の十三	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額

第七條の九第二 号ホ	総所得金額	総所得金額、 上場株式等に 係る配当 所得等の金額
第七條の十一	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式 等に係る配当所得等の金額

3 法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等の配当等に係る利  
子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算  
した金額は、前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所  
得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該  
上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額が  
あるときは、当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所  
得の金額から控除する。

4 法附則第三十三條の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の  
上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字  
句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十五條	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三 十三條の二第五項に規定する上場株 式等に係る配当所得等の金額（第一 号を除き、以下「上場株式等に係る 配当所得等の金額」という。）
金額	若しくは山林所得 金額	若しくは山林所得金額若しくは租税 特別措置法第八條の四第一項に規定 する上場株式等に係る配当所得等の 金額

第七條の九第二 号ホ	総所得金額	総所得金額、 上場株式等に 係る配当 所得の金額
第七條の十一	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式 等に係る配当所得の金額

2 法附則第三十三條の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の  
上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字  
句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十五條	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三 十三條の二第五項に規定する上場株 式等に係る配当所得の金額（ 以下「上場株式等に係る 配当所得 の金額」という。）
金額	若しくは山林所得 金額	若しくは山林所得金額若しくは租税 特別措置法第八條の四第一項に規定 する上場株式等に係る配当所得の 金額

法第三百十七 条の二第一項 第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額
第四十六條の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
第四十六條の二 の二第二項、第 四十六條の三の 二第二項及び第 四十八條の六	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額
第四十八條の三 第二号ホ	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額
第四十八條の五 の二	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条 法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に

法第三百十七 条の二第一項 第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額
第四十六條の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
第四十六條の二 の二第二項、第 四十六條の三の 二第二項及び第 四十八條の六	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額
第四十八條の三 第二号ホ	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額
第四十八條の五 の二	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額

（株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条 法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に 係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に

規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項

に規定する一般株式等の租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する譲渡（以下この項及び第五項において「一般株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第二十六条の二十八の三第六項の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ。）の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

- 一 当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 二 当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 三 当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

2 前年中において法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五

規定する株式等に 係る譲渡所得等の基因となる法附則第三十五条の

二の第二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡（以下この項及び第六項において「株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第二十六条の二十八の三第六項の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ。）の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

- 一 当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 二 当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 三 当該株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

2 前年中において法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五

条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、「一般株式等」に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

3 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。

4 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の

条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、「株式等」に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

3 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。

4 法附則第三十五条の二第二項に規定する政令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する政令で定める金額はそれぞれ当該各号に掲げる事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 合併 当該合併に係る被合併法人（法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。第九項において同じ。）の新株予約権者が当該合併により当該新株予約権者が有していた当該被合併法人の新株予約権に代えて交付を受ける場合（当該合併により合併法人（同条第十二号に規定する合併法人をいう。第九項において同じ。）の新株予約権のみの交付を受ける場合を除く。）における金額の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二 組織変更 当該組織変更をした法人の新株予約権者が当該組織変更により当該新株予約権者が有していた当該法人の新株予約権に代えて交付を受ける金額の額

5 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五条の二第二項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「一般株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。）
第七條の三第二項、第七條の三の四第二項及び第七條の十三	山林所得金額	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の九第二号ホ	総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の十一	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額

5 法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五条の二第二項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。）
第七條の三第二項、第七條の三の四第二項及び第七條の十三	山林所得金額	山林所得金額並びに株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の九第二号ホ	総所得金額	総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の十一	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は株式等に係る譲渡所得等の金額

6 法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の

金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

二 当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

三 当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

6 前年中において法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一号の者が、法第三百七十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、一般株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

7 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省

金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

二 当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

三 当該株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

7 前年中において法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一号の者が、法第三百七十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

8 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省

令で定める事項を記載した書類」とする。

8 | 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第一号を除き、以下「一般株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。）
金額	若しくは山林所得	若しくは山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得

令で定める事項を記載した書類」とする。

9 | 法附則第三十五条の二第七項に規定する政令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する政令で定める金額はそれぞれ当該各号に掲げる事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 合併 当該合併に係る被合併法人の新株予約権者が当該合併により当該新株予約権者が有していた当該被合併法人の新株予約権に代えて交付を受ける場合（当該合併により合併法人の新株予約権のみの交付を受ける場合を除く。）における金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二 組織変更 当該組織変更をした法人の新株予約権者が当該組織変更により当該新株予約権者が有していた当該法人の新株予約権に代えて交付を受ける金銭の額

10 | 法附則第三十五条の二第六項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。）
金額	若しくは山林所得	若しくは山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得

法第三百十七 条及び第三百 十七 条の二第一項 第一 号	又は山林所得金額	等 の 金 額	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第四十六 条の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五 条の二第五項に規定する一般株式等 に係る譲渡所得等の金額（以下「一 般株式等」に係る譲渡所得等の金額 という。）	山林所得金額並びに一般株式等に係 る譲渡所得等の金額
第四十六 条の二 の二第二項、第 四十六 条の三の 二第二項及び第 四十八 条の六	山林所得金額	山林所得金額並びに一般株式等に係 る譲渡所得等の金額	山林所得金額並びに一般株式等に係 る譲渡所得等の金額
第四十八 条の三 第二号 ホ	総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡 所得等の金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡 所得等の金額
第四十八 条の五 の二	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は一般株式 等に係る譲渡所得等の金額	若しくは山林所得金額又は一般株式 等に係る譲渡所得等の金額

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条の二 法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に

法第三百十七 条及び第三百 十七 条の二第一項 第一 号	又は山林所得金額	等 の 金 額	若しくは山林所得金額又は株式等 に係る譲渡所得等の金額
第四十六 条の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五 条の二第六項に規定する株式等 に係る譲渡所得等の金額（以下「株 式等」に係る譲渡所得等の金額 という。）	山林所得金額並びに株式等 に係る譲渡所得等の金額
第四十六 条の二 の二第二項、第 四十六 条の三の 二第二項及び第 四十八 条の六	山林所得金額	山林所得金額並びに株式等 に係る譲渡所得等の金額	山林所得金額並びに株式等 に係る譲渡所得等の金額
第四十八 条の三 第二号 ホ	総所得金額	総所得金額、株式等 に係る譲渡 所得等の金額	総所得金額、株式等 に係る譲渡 所得等の金額
第四十八 条の五 の二	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は株式等 に係る譲渡所得等の金額	若しくは山林所得金額又は株式等 に係る譲渡所得等の金額

係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡（以下この項及び第五項において「上場株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

二 当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

三 当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

2 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定

めるところにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

3 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。

4 前条第四項の規定は、法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第四項の表中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

5 法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の

金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

二 当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

三 当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

6 前年中において法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者が、法第三十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

7 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。

8 前条第八項の規定は、法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第八項の表中「附則第三十五条の二第五項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第五

項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の三 法附則第三十五条の二の三第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特定管理株式等（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定管理株式等をいう。以下この条において同じ。） 同項  
に規定する事実が発生した特定管理株式等につき当該事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生直前において有する当該特定管理株式等の数を乗じて計算した金額

二 特定保有株式（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定保有株式をいう。以下この条において同じ。） 当該特定保有株式となつた特定管理株式等であつた株式が特定管理口座（法附則第三十五条の二の三第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この条において同じ。）から払い出された時において次項に定めるところにより当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の二 法附則第三十五条の二の二第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特定管理株式（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する特定管理株式をいう。以下この条において同じ。） 当該特定管理株式につき同項に規定する事実が発生した日において第三項に定めるところにより当該特定管理株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生直前において有する当該特定管理株式の数を乗じて計算した金額

二 特定保有株式（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する特定保有株式をいう。以下この条において同じ。） 当該特定保有株式となつた特定管理株式であつた株式が特定管理口座（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この条において同じ。）から払い出された時において第三項に定めるところにより当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額

三 特定口座内公社債（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定口座内公社債をいう。以下この条において同じ。） 同項に規定する事実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において次条第一項に定めるところにより当該特定口座内公社債に係る一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗じて計算した金額

2 特定管理株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の三第二項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第五項において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定管理口座ごとに、当該特定管理口座に係る特定管理株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等（同条第二項に規定する株式等をいう。第五項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により

2 法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡に類するものとして政令で定めるものは、租税特別措置法第三十七条の十第三項又は第四項の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同条第三項又は第四項に規定する事由に基づく株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。次項及び第六項において同じ。）についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅とする。

3 特定管理株式 の譲渡（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この条 において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定管理口座ごとに、当該特定管理口座に係る特定管理株式 の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式 の譲渡以外の株式等 の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により

計算するものとする。

3| 法附則第三十五条の二の三第一項の規定の適用を受けようとする道府県民税の所得割の納税義務者は、同条第三項の申告書に、同条第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならぬ。ただし、当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

4| 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一| 特定管理株式等 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する事実が発生した特定管理株式等につき当該事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管理株式等の数を乗じて計算した金額

二| 特定保有株式 当該特定保有株式となつた特定管理株式等であつた株式が特定管理口座から払い出された時において次項に定めるところにより当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額

三| 特定口座内公社債 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する事実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において次条第五項に定めるところにより当該特定口座内公社債に係る一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該

計算するものとする。

4| 法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする道府県民税の所得割の納税義務者は、同条第三項の申告書に、同条第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならぬ。ただし、当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

5| 法附則第三十五条の二の二第五項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一| 特定管理株式 当該特定管理株式につき法附則第三十五条の二の二第五項に規定する事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管理株式の数を乗じて計算した金額

二| 特定保有株式 当該特定保有株式となつた特定管理株式等であつた株式が特定管理口座から払い出された時において次項に定めるところにより当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額

事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗じて計算した金額

5| 特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、市町村民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定管理口座ごとに、当該特定管理口座に係る特定管理株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算するものとする。

6| 法附則第三十五条の二の三第五項の規定の適用を受けようとする市町村民税の所得割の納税義務者は、同条第七項の申告書に、同条第五項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。ただし、当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の四 法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡（同条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算は、道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定口座（

6| 特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、市町村民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定管理口座ごとに、当該特定管理口座に係る特定管理株式の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算するものとする。

7| 法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用を受けようとする市町村民税の所得割の納税義務者は、同条第七項の申告書に、同条第五項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。ただし、当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

### 第十八条の三 削除

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の四 法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡（同条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算は、道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定口座（

同項に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。)ごとに、当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等(法附則第三十五条の二の三第二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算することにより行うものとする。

## 2 略

3 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十二項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第三十二条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「第三十二条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十八条の四第三項の規定により第三十二条第十四項」とする。

4 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所(国内にあるものに限る。)に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書(法附則第三十五条の二の六第八項又は第三十五条の三第八項において準用する法第四

同項に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。)ごとに、当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等(法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算することにより行うものとする。

## 2 略

3 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第三十二条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「第三十二条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十八条の四第三項の規定により第三十二条第十四項」とする。

4 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する株式等に  
係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所(国内にあるものに限る。)に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書(法附則第三十五条の二の六第八項又は第三十五条の三第六項において準用する法第四

十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。  
。）を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内  
保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第  
二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若し  
くは雑所得の基因となる上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項  
に規定する上場株式等をいう。第八項において同じ。）の譲渡以外の株  
式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十  
八条の二第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十  
五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（  
以下この項及び第八項において「特定口座年間取引報告書等」という。  
）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る  
特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書の合  
計表（総務省令で定める事項を記載したものをいう。）。第八項におい  
て同じ。）の添付をもつて附則第十八条の二第二項に規定する明細書の  
添付に代えることができる。

#### 5及び6 略

7 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十二項第三号の規定の  
適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定  
口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第  
三百十三条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合に  
おける法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用については、同項中  
「第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地  
方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第

十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。  
。）を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内  
保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第  
二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若し  
くは雑所得の基因となる上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項  
に規定する上場株式等をいう。第八項において同じ。）の譲渡以外の株  
式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十  
八条第二項 の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十  
五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（  
以下この項及び第八項において「特定口座年間取引報告書等」という。  
）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る  
特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書の合  
計表（総務省令で定める事項を記載したものをいう。）。第八項におい  
て同じ。）の添付をもつて附則第十八条第二項 に規定する明細書の  
添付に代えることができる。

#### 5及び6 略

7 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の  
適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定  
口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第  
三百十三条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合に  
おける法附則第三十五条の二第六項 の規定の適用については、同項中  
「第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地  
方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第

七項の規定により第三百十三條第十四項」とする。

8 前年中において法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四條第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七條の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の營業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第三百十七條の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五條の二の六第十八項又は第三十五條の三第十八項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第五項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第六項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八條の二第六項の規定の適用については、特定口座年間取引報告書等の添付をもつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収等の特例）

第十八條の四の二 道府県民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等（法附則第三十五條の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この項及び第十項において同じ。）に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座（法附則第三十五條の二の五第二項に規定する

七項の規定により第三百十三條第十四項」とする。

8 前年中において法附則第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四條第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七條の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の營業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第三百十七條の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五條の二の六第十八項又は第三十五條の三第十四項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第五項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第六項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八條第七項の規定の適用については、特定口座年間取引報告書等の添付をもつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収等の特例）

第十八條の四の二 道府県民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等（法附則第三十五條の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この条において同じ。）に係る配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座（法附則第三十五條の二の五第二項に規定する

源泉徴収選択口座をいう。以下この条において同じ。）ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第十項において同じ。）及び配当等（同法 第二十四条第一項に規定する配当等をいう。第十項において同じ。）に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、同法 その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額を計算することにより行うものとする。

2 第九条の二十第一項の規定は、法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する政令で定める場合及び政令で定める日について準用する。この場合において、第九条の二十第一項第一号中「選択口座（法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座をいう。以下この条）とあるのは「源泉徴収選択口座（法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項）」と、「金融商品取引業者等（法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「特別徴収義務者」と、「当該選択口座」とあるのは「当該源泉徴収選択口座」と、「金融商品取引業者等の営業所」とあるのは「特別徴収義務者の営業所」と、同項第二号から第五号までの規定中「選択口座」とあるのは「源泉徴収選択口座」と、同項第二号及び第三号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特別徴収義務者」と読み替えるものとする。

源泉徴収選択口座をいう。以下この条において同じ。）ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の

配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。第十項において同じ。）に係る配当所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額を計算することにより行うものとする。

2 第九条の二十第一項の規定は、法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する政令で定める場合及び政令で定める日について準用する。この場合において、第九条の二十第一項第一号中「選択口座（法第二十四条第一項第七号に規定する選択口座をいう。以下この条）とあるのは「源泉徴収選択口座（法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項）」と、「金融商品取引業者等（法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「特別徴収義務者」と、「当該選択口座」とあるのは「当該源泉徴収選択口座」と、「金融商品取引業者等の営業所」とあるのは「特別徴収義務者の営業所」と、同項第二号から第五号までの規定中「選択口座」とあるのは「源泉徴収選択口座」と、同項第二号及び第三号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特別徴収義務者」と読み替えるものとする。

3 法附則第三十五条の二の五第三項の規定は、前項において準用する第九条の二十第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつたことにより源泉徴収選択口座内配当等（法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。次項、第五項及び第八項において同じ。）について徴収して納入すべき配当割の額の計算をする場合については、適用しない。

4及び5 略

6 法附則第三十五条の二の五第三項第一号に規定する政令で定める金額は、その年中にした源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等（同号に規定する特定口座内保管上場株式等）をいう。次項において同じ。）の譲渡につき租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済（法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する差金決済をいう。次項において同じ。）に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡をいう。次項において同じ。）による事業所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。

7 法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する政令で定める金額は、その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき租税特別措置法第三十七条の十

3 法附則第三十五条の二の五第三項の規定は、前項において準用する第九条の二十第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつたことにより源泉徴収選択口座内配当等

について徴収して納入すべき配当割の額の計算をする場合については、適用しない。

4及び5 略

6 法附則第三十五条の二の五第三項第一号に規定する政令で定める金額は、その年中にした源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等）をいう。次項において同じ。）の譲渡につき法附則第三十五条の二の四第一項の

規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済（法第二十四条第一項第七号に規定する差金決済をいう。次項において同じ。）に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡をいう。次項において同じ。）による事業所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。

7 法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する政令で定める金額は、その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき法附則第三十五条の二の四第二

一の三第二項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同条第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。

8及び9 略

10 市町村民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等及び配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額を計算することにより行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

2 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第四項第二号及び第六

項)の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同条第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。

8及び9 略

10 市町村民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額を計算することにより行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

2 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(第四項第二号及び第六

項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

3 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の上場株式等(法附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等をいう。第十五項において同じ。)の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

4 法附則第三十五条の二の六第五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額(同条第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第七項第二号において同じ。)の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第三十五条の三第三項及び第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(以下この号において「上

項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

3 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の株式等(法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。第十五項において同じ。)の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

4 法附則第三十五条の二の六第五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額(同条第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第七項第二号において同じ。)の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第三十五条の三第三項)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(以下この号において「上

場株式等に係る配当所得等の金額」という。)があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得等の金額から控除する。

三 略

5 略

6 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第三項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

7 略

8 法附則第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

9 法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三

場株式等に係る配当所得の金額」という。)があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得の金額から控除する。

三 略

5 略

6 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第三項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

7 略

8 法附則第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額

若しくは法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

9 法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第五項第三号

第十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

10 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号

四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

11 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の二 法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

10 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 附則第十六条の二の十一第一項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号

四 附則第十六条の二の十一第一項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

11 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の二第五項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の二 法附則第三十五条の二第五項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

三 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号

四 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第三十二条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
	同項ただし書	同項の規定による道府県民税に関する申告書	同項の規定による道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
		同項ただし書	第四十五条の二第一項ただし書

三 附則第十八条第五項

四 附則第十八条第五項

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第三十二条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
	同項ただし書	同項の規定による道府県民税に関する申告書	同項の規定による道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
		同項ただし書	第四十五条の二第一項ただし書

13 略

14 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第十六項第二号及び第十八項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

15 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第十三項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

16 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第十九項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の上場株式等に係る譲渡所得等

13 略

14 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する株式等に 係る譲渡所得等の金額（第十六項第二号及び第十八項において「株式等に 係る譲渡所得等の金額」という。）の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

15 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の株式等 の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等 の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第十三項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

16 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第十九項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の株式等 に係る譲渡所得等

の金額（法附則第三十五条の第十三項及び第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び法附則第三十三条の第二五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得等の金額から控除する。

三略

17略

18 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第十五項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

19略

20 法附則第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定

の金額（法附則第三十五条の三第十一項）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び法附則第三十三条の第二五項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額（以下この号において「上場株式等に係る配当所得 の金額」という。）があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得 の金額から控除する。

三略

17略

18 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第十五項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

19略

20 法附則第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定

する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

21 法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十三条第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五条の二の六第十八項において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 三 略

四 附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号各号列記以外の部分、第三百十七号及び第三百十七条の二第一項第一号

五 附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

する短期譲渡所得の金額

若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

21 法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第十項第三号

の規定により読み替えて適用される法第三百十三条第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五条の二の六第十八項において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 三 略

四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号各号列記以外の部分、第三百十七号及び第三百十七条の二第一項第一号

五 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

23 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号第一号に規定する租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二

二 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第四項及び第五項第一号

三 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一項

四 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号各号列記以外の部分、第三百十七号及び第三百十七条の二第一項第一号

五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規

23 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号第一号に規定する租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七条の十二の二第一項又は第六項の規定の適用後の金額とする。

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の二第十項第三号  
の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二

二 法附則第三十五条の二第十項第五号  
の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第四項及び第五項第一号

三 法附則第三十七条  
の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一項

四 附則第十八条第十項  
の規定により読み替えて適用される法第三百十五号各号列記以外の部分、第三百十七号及び第三百十七条の二第一項第一号

五 附則第十八条第十項  
の規

定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十九第二項第二号

25 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式会社等に係る譲渡所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用後の金額とする。

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
	同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第三十五条の二の六第十八項に

定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 附則第二十条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十九第二項第二号

25 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式会社等に係る譲渡所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七条の十二の二第六項の規定の適用後の金額とする。

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
	同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第三十五条の二の六第十八項に

略	同項ただし書	<p>において準用する第三百十七條の二第四項の規定による申告書を 含む。）</p>
	書	

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八條の六 略

2 略

3 法附則第三十五條の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、同條第二項の申告書(同條第八項において準用する法第四十五條の二第四項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された租税特別措置法第三十七條の十三の二第十項において準用する同法第三十七條の十二の二第九項)において準用する所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を含む。)を含む。)に、法附則第三十五條の三第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならぬ。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

4 法附則第三十五條の三第五項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額(同條第六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以

略	同項ただし書	<p>において準用する第三百十七條の二第四項の規定による申告書を 含む。）</p>
	書	

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八條の六 略

2 略

3 法附則第三十五條の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、同條第二項の申告書(同條第六項において準用する法第四十五條の二第四項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された租税特別措置法第三十七條の十三の二第七項において準用する同法第三十七條の十二の二第十一項)において準用する所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を含む。)を含む。)に、法附則第三十五條の三第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならぬ。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

4 法附則第三十五條の三第三項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額(同條第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以

下この項及び第十二項第二号において同じ。)の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二 前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法附則第三十五条の第三項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

三 法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の第三項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を行う。

5 法附則第三十五条の第三六項に規定する特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、法附則第三十五条の第三六項に規定する適用期間(次号において「適用期間」という。)内に、払込みにより取得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。)をしたこ

下この項及び第十二項第二号において同じ。)の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二 法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の第三項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を行う。

5 法附則第三十五条の第三四項に規定する特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、法附則第三十五条の第三四項に規定する適用期間(次号において「適用期間」という。)内に、払込みにより取得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。)をしたこ

とにより生じたものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二及び三 略

6 法附則第三十五条の三第六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額

のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

7 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の一般株式等（法附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等をいう。第二十三項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第五項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

とにより生じたものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二及び三 略

6 法附則第三十五条の三第四項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

7 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。第二十三項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第五項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

8  
8  
11  
略

12 法附則第三十五条の三第八項において読み替えて準用する法第四十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の三第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 略

13  
略

14 法附則第三十五条の三第五項又は第八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の三第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）とする。

15 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

二 法附則第三十五条の二第四項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

8  
8  
11  
略

12 法附則第三十五条の三第六項において読み替えて準用する法第四十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の三第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 略

13  
略

14 法附則第三十五条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第五項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の三第六項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）とする。

15 法附則第三十五条の三第三項 の規定の適用がある場合には、次の各号 に掲げる規定に規定する株式等 に係る譲渡所得等の金額 は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項 の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の二第五項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

二 法附則第三十五条の二第五項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

<p>法第三十二条第三項</p>	<p>所得税法第二条第一項第四十号</p>	<p>租税特別措置法施行令第二十五条の十二の第二十三項第一号の規定により読み替えて適用さ</p>	<p>三 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号</p> <p>四 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三</p> <p>五 法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条</p> <p>六 法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号</p> <p>七 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号</p> <p>八 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三</p> <p>16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>
------------------	-----------------------	--	---

<p>法第三十二条第三項</p>	<p>所得税法第二条第一項第四十号</p>	<p>租税特別措置法施行令第二十五条の十二の第二十一項第一号の規定により読み替えて適用さ</p>	<p>三 附則第十八条第五項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号</p> <p>四 附則第十八条第五項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三</p> <p>16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>
------------------	-----------------------	--	---



<p>法第四十五条の二第二項</p>	<p>若しくは雑損失の金額の控除</p>	<p>若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除</p>
<p>法第四十五条の二第二項第八号</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、</p>	<p>附則第三十五条の三第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他</p>
<p>法第四十五条の二第三項</p>	<p>雑損失の金額の控除</p>	<p>雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除</p>
<p>第七条の十九第七項</p>	<p>道府県民税に関する申告書</p>	<p>道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）</p>

17 法附則第三十五条の三第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 八 略

18 法附則第三十五条の三第十一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

<p>法第四十五条の二第二項</p>	<p>若しくは雑損失の金額の控除</p>	<p>若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除</p>
<p>法第四十五条の二第二項第八号</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、</p>	<p>附則第三十五条の三第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他</p>
<p>法第四十五条の二第三項</p>	<p>雑損失の金額の控除</p>	<p>雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除</p>
<p>第七条の十九第七項</p>	<p>道府県民税に関する申告書</p>	<p>道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の三第六項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）</p>

17 法附則第三十五条の三第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 八 略

18 法附則第三十五条の三第九項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 払込みにより取得をした法附則第三十五条の三第十一項に規定する租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項各号に掲げる事実（以下この項において「事実」という。）の発生に係る特定株式（以下この項において「価値喪失株式」という。）が事業所得の基因となる株式である場合 当該事実が発生した日を所得税法施行令第五十五条第一項に規定するその年十二月三十一日とみなして同項第一号に掲げる方法によつて当該価値喪失株式に係る一株当たりの取得価額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額

## 二 略

19 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用を受けようとする者は、同条第十二項の申告書（同条第十八項において準用する法第三百七条の二第四項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された租税特別措置法第三十七条の十三の二第十項において準用する同法第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第二百二十二条第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

20 法附則第三十五条の三第十五項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第十六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第二十八項第二号において同じ。）の控除については

一 払込みにより取得をした法附則第三十五条の三第九項に規定する租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項各号に掲げる事実（以下この項において「事実」という。）の発生に係る特定株式（以下この項において「価値喪失株式」という。）が事業所得の基因となる株式である場合 当該事実が発生した日を所得税法施行令第五十五条第一項に規定するその年十二月三十一日とみなして同項第一号に掲げる方法によつて当該価値喪失株式に係る一株当たりの取得価額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額

## 二 略

19 法附則第三十五条の三第九項の規定の適用を受けようとする者は、同条第十項の申告書（同条第十四項において準用する法第三百七条の二第四項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第二百二十二条第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五条の三第九項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

20 法附則第三十五条の三第十一項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第二十八項第二号において同じ。）の控除については

、次に定めるところによる。

一 略

二 前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法附則第三十五条の第三十項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

三 法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の第三十五項の規定による控除を行った後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

21 法附則第三十五条の第三十六項に規定する特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、法附則第三十五条の第三十六項に規定する適用期間（次号において「適用期間」という。）内に、払込みにより取得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。）をした

、次に定めるところによる。

一 略

二 法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の第三十一項の規定による控除を行った後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

21 法附則第三十五条の第三十二項に規定する特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、法附則第三十五条の第三十二項に規定する適用期間（次号において「適用期間」という。）内に、払込みにより取得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。）をした

ことにより生じたものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）

所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

三 当該損失の金額が法附則第三十五条の三第十一項の規定により同項の特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものである場合 第十八項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した金額

22 法附則第三十五条の三第十六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額

額に達するまでの金額とする。のうち、特定譲渡損失の金額の合計

23 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち

ことにより生じたものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）

所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

三 当該損失の金額が法附則第三十五条の三第九項の規定により同項の特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものである場合 第十八項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した金額

22 法附則第三十五条の三第十二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額（当該損失の金額のうち法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

23 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち

ち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第二十一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

24～27 略

28 法附則第三十五条の三第十八項において読み替えて準用する法第三百十七條の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の三第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 略

29 略

30 法附則第三十五条の三第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十三條第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五条の三第十八項において準用する第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）とする。」とする。

31 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用さ

ち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第二十一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

24～27 略

28 法附則第三十五条の三第十四項において読み替えて準用する法第三百十七條の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 略

29 略

30 法附則第三十五条の三第十一項又は第十四項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第十項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十三條第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五条の三第十四項において準用する第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）とする。」とする。

31 法附則第三十五条の三第十一項 〃の規定の適用がある場合には、次の各号 〃に掲げる規定に規定する株式等 〃に係る譲渡所得等の金額 〃は、当該各号に掲げる規定にかかわ

らず、同項 〃の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の二第十項第三号の規定により読み替えて適用さ

れる法第三百十四條の二

二 法附則第三十五條の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三條の三第四項及び第五項第一号

三 略

四 附則第十八條第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條各号列記以外の部分、第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号

五 附則第十八條第八項の規定により読み替えて適用される第四十六條の二第二項、第四十六條の二の二第二項、第四十六條の三の二第二項、第四十八條の三第二号ホ、第四十八條の五の二及び第四十八條の六 六 略

七 法附則第三十五條の二の二第八項において準用する法附則第三十五條の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四條の二

八 法附則第三十五條の二の二第八項において準用する法附則第三十五條の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三條の三第四項及び第五項第一号

九 法附則第三十七條の二の規定により読み替えて適用される法第七百三條の四第六項及び第七項、第七百三條の五並びに第七百六條の二第一項

十 附則第十八條の二第八項において準用する附則第十八條第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條各号列記以外の部分、第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号

れる法第三百十四條の二

二 法附則第三十五條の二第十項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三條の三第四項及び第五項第一号

三 略

四 附則第十八條第十項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條各号列記以外の部分、第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号

五 附則第十八條第十項の規定により読み替えて適用される第四十六條の二第二項、第四十六條の二の二第二項、第四十六條の三の二第二項、第四十八條の三第二号ホ、第四十八條の五の二及び第四十八條の六 六 略

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

十二 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十九第二項第二号

32 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、附則第十八条第八項（附則第十八条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号の規定にかかわらず、租税特別措置法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用後の金額とする。

33 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三條第三	所得税法第二條第	租税特別措置法施行令第二十五
一項第四十号		條の十二の二第二十三項第一号

32 法附則第三十五条の三第十一項 の規定の適用がある場合には、附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、同号

法 第三十七条の十三の二第四項 の規定にかかわらず、同金額とする。

33 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十一項又は第十四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三條第三	所得税法第二條第	租税特別措置法施行令第二十五
一項第四十号		條の十二の二第二十一項第一号



			第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三百十七條の二 第一項	若しくは雑損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、 附則第三十五條の三第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、 附則第三十五條の三第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除
法第三百十七條の二 第一項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五條の三第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他	附則第三十五條の三第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第三百十七條の二 第三項	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、 附則第三十五條の三第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、 附則第三十五條の三第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除
法第四十八條の九の二 第八項	による申告書	による申告書（法附則第三十五條の三第十八項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）	による申告書（法附則第三十五條の三第十八項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第十八條の六の二 道府県民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五條の三の二第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項にお

			第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三百十七條の二 第一項	若しくは雑損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、 附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、 附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除
法第三百十七條の二 第一項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他	附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第三百十七條の二 第三項	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、 附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、 附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除
法第四十八條の九の二 第八項	による申告書	による申告書（法附則第三十五條の三第十四項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）	による申告書（法附則第三十五條の三第十四項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第十八條の六の二 道府県民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五條の三の二第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項にお

いて「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の三の二第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

2 法附則第三十五条の三の二第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額とする。

一 略

二 店頭売買株式等（租税特別措置法施行令第二十五条の八第九項第二号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。以下この号において同じ。） 金融商品取引法第六十七条の十九の規定により公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

いて「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口座内上場株式等以外の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の三の二第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

2 法附則第三十五条の三の二第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額とする。

一 略

二 店頭売買株式等（租税特別措置法施行令第二十五条の八第八項第二号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。以下この号において同じ。） 金融商品取引法第六十七条の十九の規定により公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

三及び四 略

3 市町村民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五条の三の二第四項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十八条の七の二 略

2と4 略

5 法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項又は第三十五条の二の二第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係

三及び四 略

3 市町村民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五条の三の二第四項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口座内上場株式等以外の株式等を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十八条の七の二 略

2と4 略

5 法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額若しくは法附則第三十五条の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

る譲渡所得等の金額」とする。

6  
6  
12  
略

13 法附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第五項又は第三十五条の二の二第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

14  
略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 及び二 略

三 法附則第三十七条の三の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第二項

四 及び五 略

六 附則第二十二條の規定により読み替えて適用される第五十六條の八

「とする。」

6  
6  
12  
略

13 法附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項又は第三十五条の二第六項  
の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額若しくは法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等  
に係る譲渡所得等の金額」とする。

14  
略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 及び二 略

三 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第二項

四 及び五 略

六 附則第二十一條の規定により読み替えて適用される第五十六條の八

十九第二項第二号

16及び17 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の九 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第五十六条の八九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第五項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八九第二項の規

十九第二項第二号

16及び17 略

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の九 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額を有する場合における第五十六条の八九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第六項の株式等 に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等 に係る譲渡所得等の金額」とする。

定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十二條 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三條 略

2| 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十九條の十二第一項第一号	公益社団法人 又は公益財団法人	公益社団法人又は公益財団法人、移行一般社団法人等（法附則第四十一条第十項に規定する移行一般社団法人等をいう。次項、次条及び第四十九條の十五において同じ。）
第四十九條の十二第二	固定資産（	固定資産（移行一般社団法人等に係るものにあつては、当該移行一般社団法人等に係る設

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十一條 略

第二十二條 削除

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三條 略

2| 法附則第四十一条第四項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する移行一般社団法人等のうち、平成二十年十二月一日前に所得税法施行令第七十三条第一項に規定する承認を受けた法人とする。

3| 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十九條の十二第一項第一号	公益社団法人 又は公益財団法人	公益社団法人又は公益財団法人、移行一般社団法人等（法附則第四十一条第四項に規定する移行一般社団法人等をいう。次項、次条及び第四十九條の十五において同じ。）
第四十九條の十二第二	固定資産（	固定資産（移行一般社団法人等に係るものにあつては、当該移行一般社団法人等に係る設

<p>項</p> <p>立登記（法附則第四十一条第十項に規定する設立登記をいう。次条第二項及び第四十九条の十五第二項において同じ。）の日の前日において同号の規定の適用があつたものに限る。</p>	<p>3  法附則第四十一条第十項第二号に規定する政令で定める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。</p>
<p>4  法附則第四十一条第十項第五号に規定する移行一般社団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該研究の用に供する固定資産のうち第五十条の五各号に掲げるもの以外のものとする。</p>	<p>5  法附則第四十一条第十項第六号に規定する政令で定める寄宿舎は、第五十一条の八各号に掲げる要件に該当する寄宿舎とする。</p>
<p>6  法附則第四十一条第十二項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する認可地縁団体が、解散前の同項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められる基準として総務大臣が定めるものに適合することとする。</p>	<p>8  法附則第四十一条第十三項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 法附則第四十一条第十三項に規定する移行一般社団法人等を公益社</p>
<p>項</p> <p>立登記（法附則第四十一条第四項に規定する設立登記をいう。次条第二項及び第四十九条の十五第二項において同じ。）の日の前日において同号の規定の適用があつたものに限る。</p>	<p>4  法附則第四十一条第十一項第二号に規定する政令で定める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。</p>
<p>5  法附則第四十一条第十一項第五号に規定する移行一般社団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該研究の用に供する固定資産のうち第五十条の五各号に掲げるもの以外のものとする。</p>	<p>6  法附則第四十一条第十一項第六号に規定する政令で定める寄宿舎は、第五十一条の八各号に掲げる要件に該当する寄宿舎とする。</p>
<p>7  法附則第四十一条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する認可地縁団体が、解散前の同項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められる基準として総務大臣が定めるものに適合することとする。</p>	<p>9  法附則第四十一条第十四項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 法附則第四十一条第十四項に規定する移行一般社団法人等を公益社</p>

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人（以下この号において「公益法人」という。）とみなして算定した前事業年度の末日における同法第十六条第二項に規定する遊休財産額が、当該移行一般社団法人等を公益法人とみなして算定した同条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額を超えないこと。

二  
略

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人（以下この号において「公益法人」という。）とみなして算定した前事業年度の末日における同法第十六条第二項に規定する遊休財産額が、当該移行一般社団法人等を公益法人とみなして算定した同条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額を超えないこと。

二  
略

附則第四条による改正（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号））

改 正 案	現 行
<p>（特別区財政調整交付金の総額）</p> <p>第二百十条の十 地方自治法第二百八十二条第一項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同条第二項に規定する地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び<u>第二項第二号</u>の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。</p>	<p>（特別区財政調整交付金の総額）</p> <p>第二百十条の十 地方自治法第二百八十二条第一項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同条第二項に規定する地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び<u>第二項第三号</u>の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。</p>

附則第四条による改正（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号））

改 正 案	現 行
<p>（標準的な規模の収入の額）</p> <p><b>第十三条</b> 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>一 都 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課する税（以下「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合（以下「配分率」という。）を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定し</p>	<p>（標準的な規模の収入の額）</p> <p><b>第十三条</b> 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>一 都 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税（以下「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合（以下「配分率」という。）を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定し</p>

た国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額  
二〇五略

た国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額  
二〇五略

附則第五条による改正（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第  
三百三十五号））

改 正 案	<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例）</p> <p>第二条の四 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第三百十五條</p> <p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額</p>	<p>若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配</p>
		<p>若しくは山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配</p>	
現 行	<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例）</p> <p>第二条の四 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第三百十五條</p> <p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配</p>
		<p>若しくは山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配</p>	

8 略	略	当等に係る利子所得の金額若しくは 配当所得の金額
8 略	略	当等に係る 配当所得の金額

附則第六条による改正（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号））

<p>改正案</p>	<p>附則 （地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 地方税法施行令第七条の四の二第二項第二号 に掲げる利子について道府県民税の利子割を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の九の規定により特別徴収の方法によって徴収しようとする場合において、同号に掲げる利子の支払の取扱いをする者の営業所等（同法第二十四条第八項に規定する営業所等をいう。以下同じ。）の所在する道府県内に当該利子の支払をする者の営業所等が所在するときは、当分の間、同法第七十一条の十第一項の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者を当該道府県の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに当該利子割を徴収させるものとする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）附則第十五条」とする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 第十七条の規定による改正後の地方税法施行令第七条の四の二第二項第二号の二に掲げる利子について道府県民税の利子割を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の九の規定により特別徴収の方法によって徴収しようとする場合において、同号に掲げる利子の支払の取扱いをする者の営業所等（同法第二十四条第八項に規定する営業所等をいう。以下同じ。）の所在する道府県内に当該利子の支払をする者の営業所等が所在するときは、当分の間、同法第七十一条の十第一項の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者を当該道府県の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに当該利子割を徴収させるものとする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）附則第十五条」とする。</p>

附則第七条による改正（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号））

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の道府県民税に関する経過措置）</p> <p>第三条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定に基づく第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十八条の六第十四項から第十八項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十六項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第十五項中「当該株式等に」とあるのは「一般株式等に」と、「金額として政令」とあるのは「金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令」と、「法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の道府県民税に関する経過措置）</p> <p>第三条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定に基づく第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十八条の六第十四項から第十八項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十六項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第十五項中</p>

株式等の譲渡（附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡」とあるのは「同項に規定する新法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十三号）による改正後の地方税法施行令（以下この項において「新令」という。）附則第十八条第一項に規定する一般株式等の譲渡」と、「当該株式等の譲渡」とあるのは「一般株式等の譲渡」と、「金額の」とあるのは「金額又は新法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡（新令附則第十八条の二第一項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の」と、「附則第十八条第一項後段又は附則第十八条の三第二項若しくは第三項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）附則第三条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）」と、同条第十七項中「第三十七条の十三の二第七項」とあるのは「第三十七条の十三の二第十項」と、「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十二の二第九項」とする。

7 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合における地方税法施行令附則第十八条第一項の規定の適用については、

「附則第十八条第一項後段又は附則第十八条の三第二項若しくは第三項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）附則第三条第七項、第十項又は第十一項

7 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合における新令 附則第十八条第一項の規定の適用については、

同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうち、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の法附則第三十五条の三第八項の規定の適用がある株式等の譲渡（以下この項において「公開等特定株式の譲渡」という。）による譲渡所得の金額をいう。以下この号及び第三号において同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額（公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第二号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうち、公開等特定株式に係る事業所得の金額（公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第三号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特

同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうち、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第四百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第三条第十二項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ）

雑所得の金額（同項第七号に規定する公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第二号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうち、公開等特定株式に係る事業所得の金額（平成二十年改正令附則第三条第十二項第一号に規定する公開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第三号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特

定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする。」とする。

8| 前項の規定は、改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合における地方税法施行令第十八条の二第一項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「附則第十八条第一項」とあるのは「附則第十八条の二第一項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と読み替えるものとする。

#### (個人の市町村民税に関する経過措置)

#### 第七条 略

2|6 略

7 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定に基づく旧令附則第十八条の六第三十五項から第三十九項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三十七項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第三十六項中「当該株式等に」とあるのは「一般株式等に」と、「金額として政令」とあるのは「金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令」と、「法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡」とあるのは「同項に規定する新法（以下この項

定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする。」とする。

8| 改正法附則第三条第十二項の規定の適用がある場合における新令附則第十六条の二の十一第一項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十三条の二第一項」とあるのは、「附則第三十三条の二第一項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十二項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

9|15| 略

#### (個人の市町村民税に関する経過措置)

#### 第七条 略

2|6 略

7 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定に基づく旧令附則第十八条の六第三十五項から第三十九項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三十七項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第三十六項中

において「新法」という。）附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十三号）による改正後の地方税法施行令（以下この項において「新令」という。）附則第十八条第一項に規定する一般株式等の譲渡をいう。以下この項において同じ。）と、「当該株式等の譲渡」とあるのは「一般株式等の譲渡」と、「金額の」とあるのは「金額又は新法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡（新令附則第十八条の二第一項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の」と、「附則第十八条第六項後段又は附則第十八条の三第六項若しくは第七項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号）附則第七条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）」と、同条第三十八項中「第三十七条の十三の二第七項」とあるのは「第三十七条の十三の二第十項」と、「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十二の二第九項」とする。

8 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定の適用がある場合における地方税法施行令附則第十八条第五項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において

「附則第十八条第六項後段又は附則第十八条の三第六項若しくは第七項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号）附則第七条第八項、第十一項又は第十二項

「とする。

8 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第六項 の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において

て、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうち、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の法附則第三十五条の第三十八項の規定がある株式等の譲渡（以下この項において「公開等特定株式の譲渡」という。）による譲渡所得の金額をいう。以下この号及び第三号において同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額（公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第二号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうち、公開等特定株式に係る事業所得の金額（公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」とあるのは「控除する。この場合において、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうち、公開等特定株式に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうち、公開等特定株式に係る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。

て、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうち、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五十二号）以下「平成二十年改正令」という。）附則第七条第十項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ

。又は公開等特定株式に係る雑所得の金額（同項第七号に規定する公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第二号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうち、公開等特定株式に係る事業所得の金額（平成二十年改正令附則第七条第十三項第一号に規定する公開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第三号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうち、公開等特定株式に係る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。

9| 前項の規定は、改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定の適用がある場合における地方税法施行令第十八条の二第五項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「附則第十八条第五項」とあるのは「附則第十八条の二第五項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と読み替えるものとする。

9| 改正法附則第八条第十項の規定の適用がある場合における新令附則第三十六條の二の十一第二項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十三條の二第五項」とあるのは、「附則第三十三條の二第五項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

10|  
16|  
略